

掲載は共同です

申込時  
本人情報のみを記載していただくことになります

### 宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和 年3月10日

記

[掲載順序]

①商号又は名称 ②免許証番号 ③(代表者の)氏名 ④事務所の所在地 ⑤営業保証金の額 ⑥申出書提出先 ⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社 ②国土交通大臣(123) ③ 局長 ⑦東京都豊島区 株式会社  
代表取締役

①株式会社 ②愛知県知事(1)200 ③代表取締役 ④愛知県名古屋市区  
⑤1000万円 ⑥愛知県知事 ⑦愛知県名古屋市区  
株式会社 代表取締役

① 株式会社 ②滋賀県知事(2)第 号 ③代表取締役 ④滋賀県大津市  
⑤1000万円 ⑥滋賀県知事 ⑦滋賀県大津市 株式会社 代  
表取締役

① 株式会社 ②国土交通大臣(1)63 ③代表取締役 ④大阪府大阪市西区  
⑤1500万円 ⑥近畿地方整備局長 ⑦大阪府大阪市西区  
株式会社 代表取締役

① 株式会社 ②大阪府知事(1)050 ③代表取締役 ④大阪市西区  
⑤1000万円 ⑥大阪府知事 ⑦大阪市西区  
株式会社 代表取締役

①有限会社 ②岡山県知事(1)第 号 ③代表取締役 ④岡山県加賀郡  
⑤1000万円 ⑥岡山県知事 ⑦岡山県加賀郡 有限会社 代  
表取締役